



図書館だより



法律事務職員のための図書館利用研修の報告

合同図書館委員会サービス検討チームでは、毎年法律事務職員の方向けに図書館利用研修を行なっています。年によって開催時期は異なりますが、開催にあたっては、図書館内のチラシ、合同図書館のホームページ、各会のメールマガジン等でお知らせをしています。弁護士さんにとっては「〇×法」の条文を調べる、と簡単に思われるようなものでも、法律がよくわからないシロウトには、何を使ってどのように調べてよいかわからないものです。直近に行なわれた研修（初級編）の内容を簡単にご報告します（なお、研修では、例題に対して答えという形式で行ないました）。

法令の調べ方

○調べる前に…

いつの時点の法令が必要なのかを注意しましょう。

【例題1】

平成17年12月15日に公布された信託法の条文が見たいのですが。

【回答】

最近のものは官報を使って調べます。法令は官報の掲載によって公布とされますので、公布日が官報の発行日となります。なお、この場合は「信託法」という新しい法律そのものが公布されたため、全文を官報で見ることができますが、現行法令については改正された部分しか掲載されません。

【例題2】

平成17年法75号の法令が見たいのですが。

【回答】

何年の何号の法令であるかがわかっている場合は、法令全書で探します。法令全書は官報を分類別、番号順に綴ったものです。法令全書は公布から3ヶ月ほど遅れて発行されますので、制定から3ヶ月以上経過した法令を探すには有効なツールです。

法令の場合、研修では上記のものや「現行日本法規」という加除式の資料を使って調べましたが、ウェブ上の

総務省の「法令データ提供システム」で最新のものを見ることができます。更新は月1回で、施行された法令が収録されています。よって一部改正法令は、施行日以前には改正が反映されていないので、注意が必要です。なお、新規法令一覧と公布後未施行法令一覧も見ることができます。

通達の調べ方

○調べる前に…

発令年月日、番号、通達名、何についての通達か事前に把握しましょう。

【例題3】

香川最高裁判事退官記念論文集「民法と登記」下巻に掲載されている「昭和33年4月9日法務省民事甲第758号民事局長心得回答」の通達を探したいのですが。

【回答】

通達とは、省庁が所管する法律の解釈や行政事務の運用について出した指針のことです。基本となるツールが「基本行政通知・処理基準」です。これは加除式の資料で、現在効力を有する通達について掲載しています。この場合、年月日がわかっているので、年月日索引を利用します。年月日索引をあたってみると、該当する通達がありません。この他のツールとして、分野別の通達集、小六法、関連分野の雑誌等があげられます。この通達は掲載図書から登記に関する通達であることが推測できます。「登記関係先例集年月日索引」であたってみると、「登記研究」「民事月報」の雑誌に掲載されていることがわかりました。

このほかに、ブルーマップを実際に使ったの地図の見方や判例検索等を行ないました。法律のことがわからなくても、調べるツールを覚えてしまえば、少しずつ自分の取っかかりができるものです。このような研修で、図書館を上手に使っていただくお手伝いができればと思っています。

（東弁・二弁合同図書館事務局 古谷 言子）